

(2) 経営協議会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、国立大学法人法第20条の規定により、平成16年4月から全ての国立大学法人に設置されたものであり、主な審議事項は次のとおりである。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- iii) 基本規則，学則（本法人の経営に関する部分に限る。），会計規程，役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準，職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- v) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- vi) その他本法人の経営に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

本法人の経営協議会は、学長，学長が指名した理事（2人），学長が指名した副学長（1人），学長が指名した職員（2人），役員又は職員以外の者で大学に関し広く，かつ，高い識見を有するものの中から，教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者（7人）の計13人で構成している。

平成30年度における経営協議会委員（職名は平成30年5月19日現在）は，次のとおりである。

議長	川崎直哉	学長
	梅野正信	理事兼副学長
	大庭重治	理事兼副学長
	中舎喜博	理事兼事務局長
	林泰成	副学長
	廣瀬裕一	教授
	伊藤利彦	ふるさと上越ネットワーク副会長
	大野雅人	新潟県小学校長会会長・上越市立大手町小学校長
	小原芳明	学校法人玉川学園理事長・玉川大学学長・玉川学園学園長
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館顧問
	高橋信雄	上越商工会議所会頭
	長谷川彰	公益財団法人新潟県文化振興財団理事長
	村山秀幸	上越市長

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

平成30年度は次のとおり4回の会議を開催した。

- ・ 第59回 平成30年6月25日（月）

- ・ 第60回 平成30年10月17日（水）
- ・ 第61回 平成31年1月28日（月）
- ・ 第62回 平成31年3月22日（金）

イ 審議された主な事項

平成30年度の主な審議事項は、①平成29事業年度の業務実績に関する評価、②平成29事業年度決算、③平成31年度概算要求、④クロスアポイントメント制度に関する規程の制定等、⑤平成30年度試行調査（プレテスト）実施に伴う手当、⑥大学間協定に基づく大学院入学生に係る入学料等の免除、⑦第3期中期計画の変更、⑧職員の給与の改定、⑨平成30年度学内補正予算、⑩2019年度学内予算編成方針、⑪平成30年度本学評価基準による自己点検・評価結果、⑫2019年度学内予算、⑬平成31年度年度計画、⑭平成31年度に係る自己点検・評価実施計画、⑮学則の一部改正、⑯研究戦略企画室の設置、⑰事務組織規則等の一部改正、等であった。（各回議題は、第三章 資料編－1 管理運営－（3）経営協議会 議事要旨 参照）

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

年度計画については、前年度と同様に、経営に関する事項に十分な審議時間が確保できるよう資料に工夫を施した上で説明・審議を行った。

また、学内予算など必要に応じ特に重要となる事項を整理した参考資料を作成し、審議の効率化を図った。

なお、議題照会時に、法令上審議すべき事項を示し、審議事項の遺漏がないよう関係組織に促している。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

学外委員からの主な意見とその対応状況を本学ホームページに公表している。

また、前年度と同様に会議資料を予め委員に送付することにより、審議時間の短縮及び有益な示唆や指導・助言を得る時間を確保した。